

MLAP認定に係る登録免許税の課税について

平成18年4月1日
(独)製品評価技術基盤機構
認定センターMLAP室

登録免許税法の改正を含む「平成18年度税制改正の要綱」を平成18年1月17日に閣議決定。国会の審議を経て所得税法等の一部を改正する等の法律が3月31日に公布。これらのうち、MLAP認定に係る登録免許税の主な課税内容については以下のとおり。

(主な課税内容)

- MLAP認定申請時（新規認定時）に、区分毎に、登録免許税9万円を納税。
- 認定の更新時には、登録免許税は課税しない。
- 平成18年1月1日前に認定申請しており、4月30日までに認定される場合は、登録免許税は課税しない（平成18年1月1日以降に認定申請しており4月1日以降に認定される場合は課税）。
- 登録免許税と手数料は併科。

(参考)

【所得税法等の一部を改正する等の法律案（登録免許税法の一部改正（抜粋））】
第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録又は特定計量証明事業の認定		
(一) 計量法第四百三十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円 (既に(一)に掲げる登録を受けている者については、一万五千元)
(二) <u>計量法第二百一十一条の二（認定）の特定計量証明事業の認定（更新の認定を除く。）</u>	<u>認定件数</u>	<u>一件につき九万円</u>

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条

- 4 新登録免許税法別表第一・・・第百十四号(二)に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免

許税を課さない。

【登録免許税法（抜粋）】

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

(納税義務者)

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に掲げる登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

- 一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき。
当該納付された登録免許税の額
- 二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつたとき。
当該納付された登録免許税の額

(以下、略)